

渡邊シンの

興味シンシンNEWS

特別号

ケアマネジャーさんからの疑問・質問コーナー

Q. 2024年度の介護保険改正で福祉用具に係る項目では何が変わりますか？

A. 一部の福祉用具で貸与・販売のどちらかを選択できるようになります。



解説 貸与と販売の選択制が導入される福祉用具

固定用スロープ

敷居のような数センチ程度の段差を解消する三角板



歩行器

左右のフレームの下端に先ゴムが付き、握り以外に支持部のない歩行補助具で、左右のフレームを交互に動かせるものと、固定されたもの。
※タイヤのついたものは対象外。(市町村により異なる可能性がありますのでご確認ください。)



対象外

車輪あるいはキャスタの付いたもの



単点杖

カナディアンクラッチ、ロフトストランドクラッチ、プラットホームクラッチ※松葉づえを除く



対象外

松葉杖および介護保険対象ではない単点杖(ステッキ)



多点杖

複数に分岐した床面に接する脚と、1つの握り手を持った杖。



POINT

- 福祉用具専門相談員またはケアマネジャーが利用者等に対し選択制について情報提供し十分説明を行い、医師や専門職の意見を踏まえて提案する。
- 貸与を選択した場合、6カ月以内に1回のモニタリング実施。
- 購入を選択した場合、利用状況の確認、使用方法の指導、修理・メンテナンスを行うよう努める。

今回の法改正では福祉用具専門相談員やケアマネジャーにどのような影響があるのか？
次号の興味シンシンNEWSでは専門家、新聞社、メーカーからの意見をまとめ解説いたします。

お役立ち
情報を配信
シンシンNEWS
会員募集中



今すぐ登録！

福祉用具のある風景

福祉用具に携わる人々の努力や想いをより多くの方に
知ってもらいたいと願い、描いたヒューマンストーリー

イラスト：KOCCHI / 監修：渡邊シン

BCP対策



POINT 今回のポイント

2024年4月より福祉用具貸与事業所、居宅支援事業所など全ての介護サービス事業所でBCP(業務継続計画)が義務化します。福祉用具貸与事業所や居宅介護支援事業所、訪問系ではBCP未策定による減算は1年後となりましたが、いつ災害が起こるか分かりませんのでできるだけ早めに策定・運用しましょう。